

脱炭素社会の実現と地域活性化に関する連携協定書

稚内市（以下「甲」という。）、稚内商工会議所（以下「乙」という。）、稚内信用金庫（以下「丙」という。）、育英館大学（以下「丁」という。）、稚内新エネルギー研究会（以下「戊」という。）、株式会社ユーラスエナジーホールディングス（以下「己1」という。）、コスモエコパワー株式会社（以下「己2」という。）、株式会社ジェイウインド（以下「己3」という。）及び北海道北部風力送電株式会社（以下「己4」といい、己1、己2、己3及び己4を総称して、以下「己」という。）は、相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現と地域活性化に関する取組を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、脱炭素社会の実現に寄与するとともに、地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- 再生可能エネルギーの創出、導入、利用拡大に関すること
- 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進に関すること
- 地域資源を活用した事業の創出に関すること
- 稚内の魅力等の発信に関すること
- その他地域活性化に関すること

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に基づく活動において知り得た情報は本協定の目的を達成するために必要な範囲においてのみ使用し、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間等）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する前月末日までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれかから書面による特段の申し入れがないときは、本協定の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって本協定の他の全ての当事者に通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を9通作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月10日

甲 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市
稚内市長 工藤 広

乙 北海道稚内市中央2丁目4番8号
稚内商工会議所
会頭 中田 伸也

丙 北海道稚内市中央3丁目9番6号
稚内信用金庫
理事長 増田 雅俊

丁 北海道稚内市若葉台1丁目2290番地28
育英館大学
学長 松尾 英孝

戊 北海道稚内市潮見1丁目9番15号
稚内新エネルギー研究会
会長 石塚 英資

己1 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長 諏訪部 哲也

己2 東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング
コスモエコパワー株式会社
代表取締役社長 野地 雅禎

己3 東京都中央区銀座6丁目15番1号
株式会社ジェイウインド
代表取締役 斉藤 文彦

己4 北海道稚内市末広5丁目5番1号 国境ビル1階
北海道北部風力送電株式会社
代表取締役社長 吉村 知己